



住宅防音工事 対象区域

- 防音工事対象区域を詳しく知りたいかたは、入間川防衛施設事務所に備えてある「縦観図」でご確認ください。

工事の内容

住宅防音工事の対象となる住宅

◎**85W以上、80Wの区域**

壁、天井、サッシ、ふすまなどの防音仕様による取り替え工事、冷暖房

工事の内容

壁または貸家で、現に居住している住宅 ※告示日に所在した住宅に限る。なお、85W以上の区域内について、昭和54年9月1日から昭和58年12月24日までに建築された住宅特定住宅防音工事)も平成9年度から対象になりました

◎ 75Wの区域
機換気扇の取
サッシ、ふす
による取り替え工事など
の取付工事など
※なお、換気扇
の各室に取りひ
の数は、防音工
び室数により異
◎併行防音工事
対象となるは

- ◎**併行防音工事**
 - 対象となる住宅で、建て替えを予定している場合には、新築工事と併せて防音工事ができます。**
 - ただし、追加防音工事を実施しないことが条件です**
- ◎**冷暖房機などの取り替え**
 - 防音工事を実施した住宅で、10年以上経過し、かつ故障した冷暖房機、**

●住宅防音工
直接または電
整備協会埼玉支
25 中央図書館
※追加防音工事
1度目の工事で
数を差し引いた
3人世帯4室
1人世帯2室

●住宅防音工事の申し込み

一度目の工事(新規防音工事)の居室
数を差し引いた室数となります

直接または電話で財防衛施設周辺
整備協会埼玉支所(入間川2-1-2-1
25 中央図書館5階)へ☎953-1-6
277-953-16278

※申し込みが多数の場合、工事希望
年度の次年度以降になることがあります。
なお、新規防音工事(特定を含む)
についてはできるだけ優先的に
実施しますので、取り急ぎ実施を希
望するかたは、6月30日(火)までに
お申し込みください

●施工業者等
施工業者の選
を希望するかた
になります。

- 施工業者等の選定など
施工業者の選定・決定は、防音工事を希望するかた自らが行なうことになります。
- 家主のかたへのお願い
住宅防音工事の申し込みは、原則として家屋の所有者となつています。借家人が、工事を希望する場合、家主のかたはこの工事の目的を「理解いただき、」協力を願いします。

住宅防音工事 （新規・追加）

換気扇については、所有者の一部負担を条件に取り替え工事ができます。

◎実施時期

住宅防音工事ができる」とになつた時点で、連絡します。